## 〇意見書 2件

意見書 意見内容 No. 児童福祉法24条第1項での保育を必要としている児童の自治体の保育責任が明確になるような内容をつけくわ えること。保護者が子どもの保育の実施を市町村に申請すれば、自治体は保育入所条例に基づき全員の入所が可 能とすべきです。現行の制度に沿って保育施設があるべきであり、新制度ではこのことが不明確です。又制度がこ とさらに複雑に機能分かれ、国民がしっかり理解できる内容になっていません。保育に欠けると「認定」されても、認 定子ども園などに入所するとその自治体の保育事業とならないなど子どもの処遇に格差が生じています。行政の責 任が不明確になるなど契約制度の弊害はもうすでに明らかになっています。又, 2015年度の4月から開始する法 律としては未だ政令ができあがっていないなど国民の理解のもとで実施される状況になっていません。又公定価格 についてもやっと「仮」がついたばかりであり現行保育制度との対比などしっかりできる内容になっておらず問題で す。財産措置については0.4兆円不足が明らかになっているなど当初の国の示したな内容を大きく下回っていま す。「保育に欠ける子ども」の定義などの説明が十分でなく曖昧です。又,「市町村の事業」としての制度でありなが らこれまでの「保育制度」との違いなどが分かりづらく契約制度の導入などもありこれでは保育現場の混乱が予測で|3について |きる状況といえます。高知市としては国に対して.自治体の保育責任が明確になるようさらなる取り組みを行なうべ きです。

政令の未決定、公定価格など仮の決定など未決定の状況が多すぎる中での限定的となりますが以下の内容のコ メントをします。

まず、「保育所では入所事務は市町村がおこない、保育に欠ける子どもと認定されると自治体は公立保育園は言 うまでもなく、民営保育所も自治体の保育を民営保育所に委託していく関係」になります。このことを条例で明確にす べきです。民党の保育所では保育料は高知市が徴収することを明確にすること。現在の民営保育園では国の最低 基準を上回る地方自治体の補助金制度でかろうじて運営がなりたっています。国の仮単価の中では、それを踏まえ た制度設計にはなっていません。現在の高知市が行っている障害児の保育を加配職員で保障したり、早出・居残り 保育への支援や保育料の保護負担の軽減・民営保育所職員の賃金の改善やアレルギーの子どもに対する給食の 安全へのバックアップなどなどの高知市としての実践的に取り組んでいる多くの支援を国基準に上乗せすることが 必要です。又、保育施設の建設・改修にかかる予算処置などを入れるべきと考えます。事故のない保育園づくりを めざし自治体の職員配置についても国の基準を上回る内容とすべきです。

「従うべき基準」については国の基準の改善を待つまでもなく高知市の条例で改善した内容を示すべきです。さら こ保育を必要としている子ども達の保育が特定地域型保育事業の枠で実現されるはずがありません。従って「参酌 ┃す。 |すべき基準|の区分の具体的な明確化が必要です。「国の基準は全国どこでも統一した内容にすべき|ことを国に 対してその改善を求めながら「法」にある最低基準の拡充をすすめる取り組みが必要といえます。地方自治体とし て最低基準の向上を児童の福祉の改善を求めて上乗せした内容での改善を求めるよう取り組むことが大切といえ ます。

以下の内容に改善すべきと考えます。

- 職員の配置基準 0歳児 3:1 1~2歳児 5:1
  - 3歳児 15:1 4~5歳児 25:1 障害児は原則 1:1
- \* 専任看護師の配置をすること。
- \*加配職員等の配置を正しく評価し、最低基準の改善につなげること。
- \* 早出·居残り保育にも対応できる職員配置をすること。
- \* 正規職員の数を増やすため、保育士の配置状況などの情報を保護者などに公開するようにすること。
- \*保育料以外の実費徴収については必要最小限にとどめる措置を検討すること。
- 2 満三歳未満児の保育所入所は入所手続きの迅速化が必要です。医療面での子どもへの支援と合わせ、 父母の育児支援が必要です。
- 3 認定保育所の定員増を行いつつ調理場の設置を義務化するなど必要な改善をすること。保育所の定員につい ては地域の保育の需要に応えるよう日常的な見直しなどを行なうこと。
- 4 子どもの事故防止については、最大の注意と安全指導を行えるようにすること。職員配置を大幅に改善する
- |5 日本スポーツ振興センター法の改正を行い、総ての保育児童への共済給付が行えるように改善すること。 6 安全な保育施設の建設・設備については、国・地方自治体の制度を充実させ、施設・法人負担のない内容とす ること。

職員配置基準は、施設型給付及び地域型保育給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるた め、児童福祉施設最低基準条例、幼保連携型認定こども園設備運営基準条例(案)、家庭的保育事業等最低基準 条例(案)において、国の基準のとおりとしています。

市の考え方

1について

3歳未満児の保育所入所手続については、本条例案による影響はありません。医療面での子どもへの支援、父母 の育児支援につきましては、今後、高知市子ども・子育て支援事業計画等を通じて、関係施策の充実について検討 してまいりたいと考えています。

施設に関する基準は、保育所の給食の外部搬入を認めない点を除き、国の基準のとおりとしています。また、保育 所の定員については、認可定員の範囲内で、利用定員を定めることとなっております。

## 4について

職員配置基準は、施設型給付及び地域型保育給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるた め、児童福祉施設最低基準条例、幼保連携型認定こども園設備運営基準条例(案)、家庭的保育事業等最低基準 条例(案)において、国の基準のとおりとしています。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、認可保育所が加入対象となっています。な お、認定こども園は、現在、一部が対象外となっていますが、今後、法改正で加入対象が変更される予定となってい ます。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正は、本市では対応ができません。

## 6について

保育施設の建設や整備につきましては、改正児童福祉法第56条の2の規定により補助対象から除外されますが、 同改正法第56条の4の2の規定により市町村整備計画に基づく事業等として国の交付金の対象になる場合がありま

# <u>〇意見書 2件</u>

**立日**

意見書 No.	意見内容	市の考え方
No.  利 現こある非設低子日か親すし、H いるな正定所育本かのまま K N いるで世 送規を得てのる所せ 結取ないで組ますは、 ツ 教も周ので 一 のがにい用べ層援ど庭が低い W が に組ますは、 ツ 有、知何の のがにい用べ層援ど庭が低い W を い か も 周のの は い に い 用 べ 層援 ど 庭が 低い 班 経国みせ 基 、 で つ 育、知何に	のいて 知市の保育料は、同時通園であれば第2子以降は無料になっている点は子育で支援策として素晴らしい、ひとり目の保育料に関しては、国の基準から高所得者層の利用料のみを大幅に軽減し、所得に余裕の おいては保育料負担を減らす一方で、低所得者層においては、所得税の課税対象所得を上回る層もあり。 負担を要求しています。 自担を要求しています。 の利用料を低く設定するべきです。 優はもっともなことながら、所得が比較的高い層のみを支援するのは行政の取るべき道ではありません。 きもの貧困率は高く、一方で学費は世界一高いといわれる国です。子どもを貧困から救うため、子育でに を経済的負担を下げる必要があります。 近いの資本の学力と比例することは広く知られているとおりです。高知県は全国最下位レベルの所得しかあ 低所得者層から高い料金を取ると、生活が苦しくなるのみならず、それによって子ども達の学力が低下 には地域の学校の学力も下がります。 低が出版した「ワーキングプア解決への道」では高知県と明記されて、教師が与えなければ昼食すら食べ 活的に困窮した家庭の子どもが登場します。 国保や他の健康保険でも所得が低ければ負担割合が高くなり、所得が高ければ高いほど負担割合が下きいてなっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっているので、その点も考慮して低所得者層の利用料を設定しなければ、子どもを貧困から救うことになっている。	利用料について 本市の保育料につきましては、子育で世帯の負担軽減による子育で支援策として、国の保育所徴収金(保育料) 基準額表から、市独自に軽減をしてきました。 保育料軽減については、国の3歳未満児月額保育料では、第8階層104,000円に対し、第2階層では9,000円であり、低い階層では金額的な軽減幅に制限があることから、ご指摘のとおり、高い階層で軽減幅が大きくなっております。 いただきましたご意見については、今後、国から示される予定の子ども・子育で支援新制度における保育料基準額を確認のうえ、低所得者層に配慮した保育料の設定について検討してまいりたいと考えております。 パブリックコメントの募集方法について 国のスケジュールでは、確認事務の開始が平成26年10月に予定されており、事業者等への周知期間確保等を考慮して平成26年6月議会に条例議案を提出するため、パブリック・コメント募集期間を2週間と設定しました。なお、パブリックコメント公表資料は、ホームページのほか、高知市の保育幼稚園課、情報公開センター及び高知市内の各保育所・幼稚園で配布閲覧を実施しておりました。資料は条例制定の必要性、概要、条例案の構成及び内容などパブリックコメントをしていただくために、必要と思われる内容を示しております。

◆高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例(案)のパブリック・コメントに係る意見及び市の考え方

# <u>〇意見書 1件</u>

意見書 No.	意見内容	市の考え方
1	3歳児15:1 4~5歳児 25:1 障害児は原則1:1 *専任看護師の配置をすること。 *加配職員等の配置を正しく評価し、最低基準の改善につなげること。 *早出・居残り保育にも対応できる職員配置をすること。  2. 正規職員の数を増やすため、保育士の配置状況などの情報を保護者などに公開するようにすること。  3. 保育室の設置にあたって最大の課題は、乳幼児の安全・安心の確保が基本です。高層階以上の保育室設置要	1について 児童福祉施設の職員配置基準は、施設型給付の単価設定とセットで公定価格に組み込まれる予定であるため、 国の基準のとおりとしています。 民営保育所に対する高知市単独の補助制度は現在の保育所運営費を基礎に構築しており、新制度では施設型 給付が基礎となることから、見直しが必要と考えています。 2について 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担、その他重要事項の掲示については、特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)で規定することになっており、国の基準のとおりとしています。 3について 施設に関する基準は、これまでの児童福祉施設最低基準と同様に国基準のとおりとしております。